

魚津市公告第62号

令和6年度定期予防接種（B類疾病）の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により定期予防接種（B類疾病）を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和6年9月18日

魚津市長 村椿 晃

1 予防接種の種類、対象者の範囲、予防接種を行う期間及び場所

対象疾病	回数	予防接種を行う期間	対象者	接種場所
インフルエンザ	1回	令和6年10月1日から 令和7年1月31日まで	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	別表のとおり
新型コロナウイルス感染症	1回			

2 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

（1）次に掲げる者は予防接種を受けることが適当でない者とする。

ア 明らかな発熱（通常37.5℃以上）のある者

イ 重篤な急性疾患にかかっている者

ウ 当該疾病に係る予防接種の成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある者

エ （インフルエンザの場合）当該疾病に係る予防接種で、接種後2日以内に発熱したことがある者及び全身性発疹等のアレルギー症状がみられたことがある者

オ （新型コロナウイルス感染症の場合）接種液の成分に対しアナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある者

カ そのほか、予防接種を受けることが不適当であると医師が判断した者

（2）その他、予防接種を受ける者が注意すべき事項は、別に配布する「インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス感染症予防接種のお知らせ」のとおりとする。

別表 個別接種を実施する医療機関（Ｂ類疾病）

医療機関名	所在地	対象疾病	
		インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症
青山内科	仏田3303	○	○
ありそクリニック	北鬼江1-5-25	○	○
いなば小児科医院	本新町21-2	○	○
魚津神経サナトリウム	江口1784-1	○	—
魚津病院	友道789	○	○
魚津病院 介護医療院	友道789	○	○
魚津緑ヶ丘病院	大光寺287	○	—
浦田クリニック	本江1-26	○	○
扇谷医院	友道1797	○	○
大崎クリニック	寿町4-5	○	○
かごうら皮ふ科クリニック	吉島1-706	○	—
片貝診療所	島尻850-1	○	—
加納耳鼻咽喉科医院	吉島1-4-23	○	○
吉島内科クリニック	吉島750-2	○	○
こうちウィメンズクリニック	吉島1-8-10	○	—
沢口胃腸科クリニック	火の宮町1-7	○	○
富山労災病院	六郎丸992	○	○
新川病院	住吉236	○	○
羽田内科医院	新金屋1-10-8	○	○
平野クリニック	本江1399	○	○
深川病院	東尾崎3484-1	○	○
船崎内科小児科医院	本町1-3-18	○	○
梶崎クリニック	北鬼江2-20-26	○	○
みのう医科歯科クリニック	北鬼江2780-10	○	○
宮本内科小児科医院	新角川1-7-22	○	○
ゆたかクリニック	大海寺野6020-1	○	○
魚津老人保健施設	友道789	○	○
新川老人保健施設	住吉236	○	○
老人保健施設ちょうろく	石垣389	○	○
介護療養型老人保健施設ちょうろく	石垣389	○	○